

新久喜総合病院 登録医一覧

登録医一覧

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
1	相沢内科医院	院長		内科、消化器・肝臓科、内視鏡科	340-0214 埼玉県久喜市葛梅1-25-1
2		理事長		内科、循環器・呼吸器科	
3		非常勤		内科、神経内科	
4	青毛整形外科クリニック	理事長		整形外科、麻酔科	346-0011 埼玉県久喜市青毛1112-3
5	あかりクリニック	院長		外科	346-0001 埼玉県久喜市古久喜29-1
6	浅川医院	院長		麻酔科	349-1103 埼玉県久喜市栗橋東2-7-18
7	朝比奈医院	院長		泌尿器科	340-0206 埼玉県久喜市西大輪1924-17
8		副院長		泌尿器科	
9	あだち眼科	院長		眼科	347-0015 埼玉県加須市南大桑1620-1
10	新井医院	院長		内科、糖尿病内科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北2-3-60
11	いいじまクリニック	院長		消化器・肝臓	340-0113 埼玉県幸手市幸手2061-2
12	飯村医院	院長		内科	340-0115 埼玉県幸手市中3-1-11
13	いげざわ医院	院長		内科	347-0017 埼玉県加須市南篠崎141-5
14		副院長		内科、小児科	
15	石塚医院	理事長・院長		内科	340-0111 埼玉県幸手市北3-10-20
16				皮膚科	
17	井上小児科皮膚科	院長		小児科、皮膚科、アレルギー科	345-0045 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西2-6-3
18	今成医院	院長		内科、消化器科	348-0034 埼玉県羽生市下川崎818
19				皮膚科	
20	岩崎医院	院長		循環器内科	346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲618
21	いわさきハートクリニック	院長		循環器科、内科	340-0156 埼玉県幸手市南3-11-20
22	牛村病院	院長		泌尿器科	340-0115 埼玉県幸手市中5-4-51
23	遠藤医院	院長		皮膚科	340-0115 埼玉県幸手市中3-5-14
24				皮膚科	
25	おおき内科泌尿器科クリニック	院長		総合内科、泌尿器科	347-0028 埼玉県加須市南小浜633-1
26	おおぎや眼科	院長		眼科	340-0201 埼玉県久喜市八甫4-113-5
27	加須東病院			整形外科、老年科	349-1155 埼玉県加須市砂原286-1
28	大林内科	院長		内科、小児科	349-0215 埼玉県白岡市千駄野656-1
29				内科	
30				小児科	
31				内科	
32				小児科	
33				内科	
34				内科	
35	大宮在宅クリニック	院長		内科	330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-647°ロズビル3F
36	岡部内科小児科医院	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東3-28-22
37		副院長		小児科	
38	おのクリニック	院長		内科、循環器科	346-0011 埼玉県久喜市青毛1102
39	柿崎耳鼻咽喉科医院	院長		耳鼻咽喉科	347-0055 埼玉県加須市中央1-7-10
40				耳鼻咽喉科	

新久喜総合病院 登録医一覧

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
41	かぞ南内科クリニック	院長		消化器・肝臓内科	347-0031 埼玉県加須市南町5-18
42		副院長		糖尿病内科	
43	加藤こどもクリニック	院長		小児科	347-0068 埼玉県加須市大門町6-34
44	香日向クリニック	院長		小児科	340-0163 埼玉県幸手市中川崎739-3
45	神沼整形外科医院	院長		整形外科	347-0062 埼玉県加須市睦町2-2-21
46		副院長		整形外科	
47	神山クリニック	院長		循環器内科	348-0025 埼玉県羽生市上手子林62-2
48	騎西病院	院長		消化器内科	347-0102 埼玉県加須市日出安1313-1
49		副院長		内科	
50		内科部長		呼吸器内科	
51				消化器外科	
52	久我クリニック	院長		循環器科	340-0115 埼玉県幸手市中5-9-17
53	久喜江面クリニック	院長		内科、内分泌代謝	346-0029 埼玉県久喜市江面1562-1
54	久喜かわしま眼科	院長		眼科	3400212 埼玉県久喜市久本寺303-1
55	久喜在宅クリニック	院長		内科、整形外科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北1-12-10
56				整形外科、内科	
57				精神科	
58	久喜耳鼻咽喉科	院長		耳鼻咽喉科	346-0002 埼玉県久喜市野久喜631-2
59	久喜すずのき病院	理事長		精神科	346-0024 埼玉県久喜市北青柳1366-1
60	公設宮代福祉医療センター 六花	センター長		内科	345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀177
61		診療所長		内科	
62				小児科	
63	斎藤医院	理事長		内科(総合内科・消化器内科・消化器内視鏡 専門医)	346-0005 埼玉県久喜市本町1-8-2
64	坂入医院	院長		内科	349-1201 埼玉県加須市柳生2094-1
65				内科	
66	さかた内科クリニック	院長		一般内科	349-1121 埼玉県久喜市伊坂1857-1
67	さくら整形外科	院長		整形外科	340-0155 埼玉県幸手市上高野250-6
68		非常勤		整形外科	
69	篠原医院	院長		内科	347-0055 埼玉県加須市中央1-11-12
70				糖尿病内科(火曜日午前)	
71	しょうぶ眼科・内科	院長		眼科、内科	346-0195 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲6005-1モラージュ菖蒲3F
72	重城泌尿器科クリニック	院長		泌尿器科	346-0114 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3168
73	女性クリニック蓮田	院長		産婦人科	349-0111 埼玉県蓮田市東5-2-13 NKBビル4F
74	白岡ファミリークリニック	院長		内科、皮膚科	349-0217 埼玉県白岡市小久喜200-1
75	新白岡駅前内科	院長		内科	349-0212 埼玉県白岡市新白岡4-13-3-2B
76	杉戸耳鼻咽喉科医院	理事長		耳鼻咽喉科	345-0036 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4-15-8
77	杉本医院	院長		内科	349-0217 埼玉県白岡市小久喜1444-7
78	鈴木医院	院長		内科、外科、整形外科	345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀1302-1
79		非常勤		内科、外科、整形外科	
80	高野台クリニック	院長		感染症	345-0047 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-4-5

新久喜総合病院 登録医一覧

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
81	高橋医院	院長		循環器科	340-0211 埼玉県久喜市上内1746
82		理事長		皮膚科	
83	高橋クリニック	院長		泌尿器科、腎臓内科	346-0004 埼玉県久喜市南1-9-3
84		副院長		小児科	
85	武正医院	院長		消化器外科	347-0008 埼玉県加須市中樋遣川1745
86	玉井産婦人科医院	院長		産婦人科	345-0025 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地1-2-30
87		副院長		産婦人科、内科	
88	東武丸山病院	診療部長		精神科	340-0156 埼玉県幸手市南2-2-13
89	富田脳外科クリニック	院長		脳神経外科	348-0053 埼玉県羽生市南3-3-11
90	鳥居整形外科医院	院長		整形外科	345-0035 埼玉県北葛飾郡杉戸町内田1-1-20
91	のうみクリニック	院長		内科、消化器内科	340-0113 埼玉県幸手市幸手5264-1
92	のぐち内科呼吸器内科クリニック	副院長		内科	340-0156 埼玉県幸手市南2-4-9
93				小児科	
94		理事長兼院長		内科、呼吸器科	
95	はしもとクリニック	院長		胃腸科	349-1103 埼玉県久喜市栗橋東5-30-2
96	蓮江病院	院長		整形外科	346-0005 埼玉県久喜市本町1-7-12
97				整形外科	
98	蓮田一心会病院	院長		透析	349-0123 埼玉県蓮田市本町3-17
99		副院長		透析	
100		副院長		透析	
101	東医院	院長		内科	340-0115 埼玉県幸手市中3-8-10
102	比企医院	院長		内科、神経内科	346-0004 埼玉県久喜市南1-3-3
103				内科、循環器科	
104				内科、循環器科	
105	ひらの内科胃腸科	理事長・院長		内科、胃腸科	348-0064 埼玉県羽生市藤井上組858-1
106	深井眼科	院長		眼科	346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-9-11 イトーヨーカドー5階
107	福島医院	院長		内科	347-0034 埼玉県加須市常泉13-1
108	藤野医院	院長		内科、整形外科	349-0213 埼玉県白岡市高岩990-1
109				内科、小児科	
110	ふたば在宅クリニック	院長		内科、呼吸器科、緩和ケア内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-2-5東山ビル3階-A
111		副院長		整形外科、リハビリテーション科	
112	扶顔堂たかぎクリニック	院長		小児科、内科	346-0033 埼玉県久喜市下清久270-1
113	不動ヶ丘病院	院長		精神科、心療内科	347-0058 埼玉県加須市岡古井107
114	本田内科医院	院長		消化器、肝臓内科	349-0115 埼玉県蓮田市蓮田1-231
115	まがま内科医院	院長		内科	349-1123 埼玉県久喜市間鎌294
116	ますだ皮膚科クリニック	院長		皮膚科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北1-8-5
117	益山クリニック	院長		泌尿器科、人工透析	340-0111 埼玉県幸手市北3-1-3
118	松川内科クリニック	院長		内科	347-0015 埼玉県加須市南大桑1494-1
119	南栗橋脳神経クリニック			脳神経外科	349-1117 埼玉県久喜市南栗橋1-2-1 SKYビル2F
120	あけぼの内科リウマチ科クリニック			内科、リウマチ科	345-0025 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地4-10-24
121	宮本医院	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-7-40

新久喜総合病院 登録医一覧

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
122	メディモ・羽生内科	院長		内科	348-0039 埼玉県羽生市川崎2-281-3 イオンモール羽生1F
123	柳生診療所	院長		脳外科、内科	349-1201 埼玉県加須市柳生2824-1
124	矢作整形外科・内科	院長		整形外科	340-0202 埼玉県久喜市東大輪143-3
125	山崎整形外科	院長		整形外科	346-0105 埼玉県久喜市菖蒲町新堀418-1
126				皮膚科	
127				整形外科	
128	山根医院	院長		内科、血液内科	345-0046 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南2-3-12
129		理事長		内科、小児科	
130	吉田内科クリニック	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東3-23-10
131				内科、消化器科	
132	よしば診療所	院長		内科、腎臓内科	346-0014 埼玉県久喜市吉羽1-28-23
133	依田耳鼻咽喉科歯科医院	院長		耳鼻咽喉科	340-0211 埼玉県久喜市上内1177-3
134	りゅう内科整形外科医院	院長		内科、整形外科	349-0218 埼玉県白岡市白岡1487-4
135	わたなべクリニック	院長		内科	349-1114 埼玉県久喜市河原代861-3
136	久喜リウマチクリニック	院長		リウマチ膠原病科	346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-9-11 イトヨーカド-5階
137	県西在宅クリニック	院長		内科、精神科、麻酔科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東2-35-5
138	桶川中央クリニック	院長		内科、消化器内科	363-0022 埼玉県桶川市若宮2-2-22
139	杉戸いわたけ眼科	院長		眼科	345-0025 埼玉県杉戸町清地4-10-24
140	かまなか内科・呼吸器内科クリニック	院長		内科、呼吸器内科、アレルギー科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東5-6-40-2
141	大宮シティクリニック	院長		内科	330-8669 埼玉県さいたま市桜木町11-7-5ソニックシティビル30階
142	はずだセントラルクリニック	院長		皮膚科、リウマチ科、内科、産科、小児科、消化器内科、内臓器内科、脳神経内科	349-0101 埼玉県蓮田市黒浜678番地
143	赤羽もり内科・腎臓内科	院長		腎臓内科、内科、糖尿病内科	115-0045 東京都北区赤羽2-4-5
144	熊谷外科病院	院長		消化器外科	360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田3811-1
145	錦糸町皮膚科内科クリニック	院長		皮膚科、内科	130-0022 東京都墨田区江東橋4.25-7 JUスカイタウン錦糸町1F
146	クリニックフォア大宮	院長		神経内科	330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町2-118 大宮門街4F
147	腎臓・透析クリニック こが	院長		内科、腎臓内科、人工透析内科	306-0233 茨城県古河市西牛谷187番地

103件(医療機関)

令和5年度 新久喜総合病院 地域医療研修実績 一覧

No	日付	研修会名称	演題	場所	座長・演者・発表者	院外参加人数	院内参加人数	合計
1	令和5年4月25日	骨粗鬆症診療 Up To Date	骨粗鬆症の診断・治療の啓発	We b 配信	新久喜総合病院 脳脊髄外科部長	30	0	30
2	令和5年5月19日	Asahi Gastrointestinal Surgery Seminar	消化器疾患の診断学の向上と治療学の確立、地域医療への貢献	旭化成ファーマ埼玉支店会議室	新久喜総合病院 消化器センター長	40	0	40
3	令和5年5月25日	Tone Colorectal Cancer Symposium	埼玉県利根エリアの大腸がんの最新治療の普及啓発	中外製薬株式会社 大宮オフィス	新久喜総合病院 院長	25	0	25
4	令和5年6月3日	第7回埼玉OLSネットワーク研究会	脆弱性骨折の急性期治療と骨折予防のための他職種・地域医療連携	TKPガーデンシティPREMIUM大宮	新久喜総合病院 薬剤科主任	30	0	30
5	令和5年6月5日	SURIネットフォーラム～痛風・高尿酸血症治療とユリス錠～	心不全の最新の治療と高尿酸血症	プロム上尾	新久喜総合病院 循環器内科部長	20	0	20
6	令和5年6月23日	GOOFICE Intenet Forum	新たなエビデンスを踏まえた慢性便秘症診療	TKPガーデンシティPREMIUM大宮	新久喜総合病院 消化器センター長 新久喜総合病院 大腸肛門外科部長	20	1	21
7	令和5年7月13日	第78回日本消化器外科学会総会 ランチョンセミナー25	敗血症疾患の診断学の向上と治療学の確立、地域医療への貢献	花びしホテル	新久喜総合病院 消化器センター長	150	0	150
8	令和5年7月20日	補助循環ポンプカテーテルを用いたACS治療	補助循環ポンプカテーテルを用いたACS治療	獨協医科大学埼玉医療センター	新久喜総合病院 循環器内科部長	70	0	70
9	令和5年7月21日	第4回OPC-131461 第II相試験Web小規模研究会	症例組入促進に向けたディスカッション	We b 配信	新久喜総合病院 循環器内科部長	5	1	6
10	令和5年7月24日	高齢者入所施設感染対策研修会	新型コロナウイルス感染症5類移行後の高齢者施設職員の感染対策	アスカル幸手 幸手市民文化体育館	新久喜総合病院 感染管理認定看護師	61	0	61
11	令和5年9月1日	北海道最新知見Updateセミナー	急性汎発性腹膜炎手術の治療戦略	We b 配信	新久喜総合病院 消化器センター長	80	0	80
12	令和5年9月5日	フィジカルアセスメントI-1	必要な患者情報を正しく探す為の手技	東京品川病院	新久喜総合病院 看護副部長	14	1	15
13	令和5年9月7日	回復期リハ病院看護師合同研修	認定看護師を目指した理由	新宇都宮リハビリテーション病院	新久喜総合病院 脳卒中認定看護師	13	1	14
14	令和5年9月7日	かかりつけ医のための脳卒中連携Webセミナーin利根	神経障害性疼痛疾患に関する最新の知見	ホテル久喜	新久喜総合病院 副院長	30	0	30
15	令和5年9月11日	褥瘡対策研究会	褥瘡対策と最新の褥瘡処置について	宇都宮リハビリテーション病院	新久喜総合病院 皮膚排泄ケア認定看護師	15	1	16
16	令和5年9月12日	Diabetes Online Conference	糖尿病の最新情報の提供	栗橋文化会館	新久喜総合病院 代謝糖尿病内科医	15	0	15
17	令和5年9月13日	感染対策研修会	新型コロナウイルス感染症5類移行後の感染対策について	土屋小児病院	新久喜総合病院 感染管理認定看護師	15	0	15
18	令和5年9月19日	脳神経外科 手術手技セミナーin 県央利根	脳神経外科領域の手術手技 最新知見取得ならびにてんかん診療技術の向上	上尾東武ホテル	新久喜総合病院 副院長	20	0	20
19	令和5年9月22日	第2回 外科トロンボモジュリン講演会	DICの診断学の向上と治療学の確立、地域医療への貢献	JAL CITY 宮崎	新久喜総合病院 消化器センター長	25	0	25
20	令和5年9月22日	第2回埼玉リンパ浮腫Webセミナー	明日から取り組むリンパ浮腫診療	三高サロン	新久喜総合病院 婦人科医	20	0	20
21	令和5年10月20日	第32回日本形成外科学会基礎学術集会	ランチョンセミナー	ステーションコンファレンス東京	新久喜総合病院 形成外科部長	30	0	30
22	令和5年10月20日	南埼玉都市医師会学術講演会	脊髄脊髄外科での取り組みと神経障害性疼痛の治療と管理	三高サロン	新久喜総合病院 脳脊髄外科部長	20	1	21
23	令和5年11月7日	SAH ネットワークin Tokorozawa	くも膜下出血について	所沢パークホテル	新久喜総合病院 副院長	20	0	20
24	令和5年11月13日	PH診療向上Seminar~PAH×CTEPH~	PH×CTEPHの早期診断と早期治療をするために	We b 配信	新久喜総合病院 循環器内科部長	33	0	33
25	令和5年11月27日	Palliative Care Research WEB抄読会	在宅診療における緩和的放射線治療	We b 配信	新久喜総合病院 放射線科医	4	0	4
26	令和5年11月29日	高齢者脳疾患WEBセミナー	高齢者てんかん	三高サロン	新久喜総合病院 副院長	25	0	25
27	令和5年12月5日	第13回利根医療圏病診連携懇話会	狭心症へのアプローチと腎不全管理の重要性	三高サロン	新久喜総合病院 循環器内科部長	31	4	35
28	令和5年12月13日	Brain Heart Conference-WATCHMANと抗凝固療法	心房細動に関する最新の知見	三高サロン	新久喜総合病院 副院長	30	0	30
29	令和5年12月13日	Brain Heart Conference-WATCHMANと抗凝固療法	Closing Remarks	三高サロン	新久喜総合病院 循環器内科部長	30	0	30
30	令和5年12月13日	Brain Heart Conference-WATCHMANと抗凝固療法	循環器内科医の考える左心耳閉鎖の適応～当院でのWATCHMANの現状～	三高サロン	新久喜総合病院 循環器内科副部長	30	0	30
31	令和5年12月16日	第36回日本外科感染症学会総会学術集会ランチョンセミナー	DICの診断学の向上と治療学の確立	北九州国際会議場	新久喜総合病院 消化器センター長	200	0	200
32	令和6年1月13日	Vulnerable plaque 再考	若手教育セッション「わたしのお悩み相談室」	パンフィコ横浜	新久喜総合病院 循環器内科医	310	1	311
33	令和6年1月17日	感染対策研修会	インフルエンザとCOVID-19の違いおよび院内感染発生時の初動対応	宇都宮リハビリテーション病院	感染管理認定看護師	100	0	100
34	令和6年2月29日	てんかん診療WEBセミナーin埼玉東部	てんかん診療と治療の向上	エーディ大宮コミュニケーションオフィス	新久喜総合病院 副院長	20	0	20
35	令和6年3月22日	第2回地域連携利根Webセミナー	骨粗鬆症疾患の診断学の向上と治療学の確立 地域医療への貢献	旭化成ファーマ埼玉支店会議室	新久喜総合病院 脳脊髄外科部長	25	0	25
					合計	1,606	11	1,617

## 地域医療従事者に対する研修に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院(以下「本院」という。)がこの地域の医療従事者に対する生涯教育その他の教育、研修(以下「研修等」という。)を適切に行い、その資質の向上を図るために必要な事項を定めるものである。

### (研修対象者)

第2条 本院が実施する研修の対象者(以下「研修対象者」という。)は、利根医療圏及び近隣医療機関において医療にかかわる機関を開設するか又はそこに勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療に従事する者とする。

### (研修及びプログラム)

第3条 本院における研修等を円滑かつ計画的に行うために、研修目的、研修内容、研修計画を定めた研修プログラムを作成し、その運営のために地域医療研修委員会(以下「委員会」という。)を院内に設置する。また、医師会の意見等を聞く。

- 2 研修等の内容は、次に定めるものとする。
  - (1) 医学・医療に関する研修会、講習会
  - (2) 医師、歯科医師、看護師等を対象とする症例検討会
  - (3) 臨床病理カンファレンス(CPC)
  - (4) 病院外で行われる研修会、講習会への講師の派遣
  - (5) 医学・薬学・医療等に関する情報の提供
  - (6) 図書室その他の研修に必要な施設の利用
  - (7) その他の医療従事者の資質の向上を図るための研修等

### (委員会)

第4条 委員会は、研修プログラムの作成、管理及び評価を行い、地域の医療従事者の資質の向上を図るために必要な支援を行う。

- 2 委員会は本院の医師、看護師及びその他の医療に携わる者及び本院の委員で構成し、委員長は本院の病院管理者の職にある者があたり、委員会の議長を務めるものとする。
- 3 委員会は定期的及び必要に応じて開催するものとする。

附則 本規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規定の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。

## 地域医療従事者に対する研修委員会名簿

No.	部 署	役 職	氏 名	備考
1	診療部	院長		委員長
2	〃	総院長		
3	〃	医局長		
4	看護部	看護部長		
5	〃	地域医療部顧問		
6	〃	副看護部長		
7	事務部	事務局長		
8	医療技術部	医療技術部長兼技師長		
9	事務部	事務次長		
10	医療技術部	リハビリ科長		
11	事務部	総務課長		
12	〃	医事課長		
13	〃	医療相談課主任		事務局
14	〃	医療相談課副主任		事務局
15	〃	地域医療課副主任		事務局

令和6年3月31日現在

## 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	医師	外科	院長 がん診療部長	46年	教育責任者
	医師	救急科	救急センター長	50年	
	医師	総合診療内科	健康管理センター長	49年	
	医師	外科	総院長	41年	
	医師	消化器内科	消化器内科部長 内視鏡センター長	41年	
	医師	消化器外科	消化器センター長 地域医療支援	38年	
	医師	放射線科	画像診断センター長	37年	
	医師	泌尿器科	泌尿器科部長	35年	
	医師	外科	肝胆膵外科部長	34年	
	医師	放射線科	放射線診断科部長	34年	
	医師	脳神経外科	脳神経外科部長	33年	
	医師	外科	大腸肛門外科部長	33年	
	医師	麻酔科	麻酔科部長	32年	
	医師	病理診断科	病理診断科部長	30年	
	医師	麻酔科	麻酔科部長	27年	
	医師	婦人科	婦人科部長	26年	
	医師	外科	上部消化管外科部長	25年	
	医師	神経内科	神経内科部長	25年	
	医師	循環器内科	循環器内科部長	23年	
	医師	循環器内科	循環器内科部長	22年	
	医師	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科部長	22年	
	医師	乳腺外科	乳腺外科部長	21年	
	医師	脳神経外科	脳脊髄外科部長	20年	
	医師	循環器内科	循環器内科副部長	19年	
	医師	脳神経外科	救急科部長 脳神経外科副部長	18年	
	医師	形成外科	形成外科部長	17年	



	医師	消化器内科 救急科	消化器内科部長 救急科医長	16年	
	医師	外科 救急科	外科部長 救急科医長	16年	
	医師	外科 救急科	外科部長 救急科医長	16年	
	医師	呼吸器外科 救急科	呼吸器外科部長 救急科医長	13年	
	医師	整形外科	整形外科部長	13年	
	医師	心臓血管外科 救急科	心臓血管外科部長	12年	
	医師	心臓血管外科	心臓血管外科部長	12年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

## 診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録の規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院（以下「当院」という。）の「診療に関する諸記録」・「病院の管理及び運営に関する諸記録」の管理及び閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする

### 第2条（閲覧）

登録医は当院の診療に対する諸記録（以下「諸記録」という。）の閲覧を請求することができる。

- 2 閲覧を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は第4条より定める閲覧の責任者（以下「責任者」という。）に申し出なければならない。
- 3 責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を害する恐れがある場合には、これを拒否することができる。
- 4 責任者は、諸記録の閲覧を拒否した場合は、その旨を請求者に通告しなければならない。

### 第3条（閲覧の対象とする諸記録）

閲覧に供せられる診療に関する諸記録は次に定めるものとする。

- (1) 病院日誌
- (2) 処方箋
- (3) 手術記録
- (4) 看護記録
- (5) 検査所見
- (6) エックス線写真
- (7) 紹介状
- (8) 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約
- (9) 共同利用の実績
- (10) 救急医療の提供の実績
- (11) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実績
- (12) 閲覧実績
- (13) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿

### 第4条（閲覧の責任者）

諸記録の閲覧に関する責任者及び担当者を置く。

- 2 閲覧責任者は、病院管理者の職にある者をもって充てる。
- 3 閲覧担当者は、地域医療課担当者の職にある者をもって充てる。

## 第5条 （閲覧の場所）

諸記録の閲覧の求めに応じる場所は、地域医療課とする。

## 第6条 （管理）

「診療に関する諸記録」の管理及び保管は下記の通りとする

- ① 病院日誌：総務課
  - ② 処方箋：薬剤部
  - ③ 手術記録、看護記録、検査所見記録、X線写真、紹介状：医事課（電子カルテシステム）
- 2 「診療に関する諸記録」の分類は患者単位とする。
  - 3 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の保管は地域医療課で行うものとする。
    - ・ 共同利用の実績
    - ・ 救急医療の提供の実績
    - ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
    - ・ 閲覧実績
    - ・ 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿
  - 4 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の分類は一覧形式とする。

## 第7条 （管理者責任）

諸記録の管理に関する責任者及び担当者を置く。

- 2 管理責任者は、病院管理職の職にあたるものをもって充てる。
- 3 管理担当者は、地域連携担当者の職にある者をもって充てる。

付則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

# 診療情報提供に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、診療情報を積極的に提供することにより、診療情報提供を求める患者ニーズへの適切な対応を行い、診療に対する患者の積極的な参加を促進し、患者と医療従事者とが相互に強固な信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服することを目的とする。

また、目的遂行のために、診療情報の定義、診療情報提供の在り方、その方法及びその可否等、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語については、以下のとおり定める。

- 一 「診療録等」とは、医師法第24条に規定する診療録、歯科医師法第23条に規定する診療録の他、当院医療従事者が作成した手術記録、麻酔記録、看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真、内視鏡写真、その他診療の過程で作成、記録された一切の書面、画像等をいう。但し、他の医療機関において作成された紹介状、証明書等、第三者が作成した診療情報に関しては、本規程の対象外とする。
- 二 「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた、患者の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供することをいう。また、「診療情報の提供」は、「診療内容の説明」、「診療録等の開示」により行う。
- 三 「診療内容の説明」とは、日常の診療において、診療録等に基づいて、診療内容を具体的にわかりやすく説明することをいい、必ずしも診療録を患者等に見せながら説明することを制限するものではない。
- 四 「診療録等の開示」とは、診療録等を閲覧に供すること、又は写しを交付することをいうが、前号と同様に、診療中における診療内容の説明のために患者に見せることを制限するものではない。

## (診療情報提供の一般原則)

第3条 診療情報提供の一般原則として、当院においては、診療情報提供の対象者に対し誠意をもって「診療内容の説明」を行うとともに、当該対象者の求めに応じて「診療録等の開示」を行うこととする。

## (診療録の作成と管理等)

第4条 診療録は、診療情報の提供に耐えうる質の高い作成に努力し、かつその保管管理は厳格に行うものとする。なお、詳細については別途取扱規程を定める。

## (診療情報提供の内容)

第5条 診療情報提供の内容については以下に定めるが、必要に応じて対象者に提供するものとする。

- 一 診断名又は予想される診断名
- 二 診療方針、診療計画及び診療結果
- 三 検査内容及び検査結果
- 四 治療の内容、効果及び副作用の有無
- 五 処置、手術及び侵襲的検査行為の危険性及び合併症
- 六 代替的治療方法
- 七 その他患者が説明を求めた事項

#### (診療情報提供の対象者)

第6条 診療情報提供の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として、当該診療情報に係る患者本人とする。但し、患者本人が明確に指名した親族、又はそれに準ずる者の場合は、対象者とすることができる。

- 2 患者本人の判断能力が欠如していると判断される場合には、法定代理人及び実質的に患者のケアを行っている親族、又はそれに準ずる者とする。
- 3 患者本人が死亡した場合の取り扱いは特例として、第12条に定める。
- 4 第1項、第2項に定める「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法725条）を指し、「それに準ずる者」とは内縁の妻等民法958条の3の特別縁故者を指す。

#### (診療録等の開示期間の範囲)

第7条 対象者に開示する診療録等は、原則として、申請書を受け付けた日から遡及して5年以内に作成されたものとする。但し、診療上の必要性その他正当な事由があるときは、診療録等開示委員会の答申に基づいて、当該期間の延長、又は短縮を行うことができるものとする。

#### (診療情報提供の方法)

第8条 診療情報提供について、その方法を以下のとおり定める。

##### 一 診療内容の説明

診療を担当する医師又は歯科医師は、日常診療において、情報提供すべき対象者に対し、当該診療の内容について積極的かつ丁寧に説明するものとする。

##### 二 診療録等の開示

対象者が診療録等の開示を希望する場合には、当院院長に別紙様式の申請書を提出することにより申請を行う。

#### (診療録等の開示申請)

第9条 前条第二号により対象者から申請を受けた場合は、次の各号の手順で開示を行う。

- (1) 診療録等の開示については、対象者から院長が申請を受理した日の翌日から起算して14日以内に、別紙様式の書面をもって回答する
- (2) 止むを得ない理由により、かかる期間内に回答することができない場合は、申請を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長すること

ができる

- (3) 前号に定める止むを得ない理由が発生した場合、申請を受理した日の翌日から起算して14日以内に、書面をもって延長の理由を対象者に通知する
- (4) 開示は閲覧によることを原則とするが、対象者が写しの交付を希望した場合は、  
診療等開示委員会の答申に基づいて、写しを交付することができる
- (5) 閲覧は、院長が指定する場所において、当院職員立ち会いの下で行い、診療録等の院外への持ち出しは禁止する
- (6) 開示申請書及び開示回答書の様式、その他開示に関する手続きの詳細については、別途取扱要領を定める

#### (診療録等の開示の申請期間)

第10条 前条に定めるところにより開示を求める対象者は、原則として、患者本人の受療期間中に、当該受療中の疾病に係る診療録等の開示申請を行うものとする。

2 患者本人が死亡した場合の特例として行う診療録等の開示申請については、患者の死亡日の翌日から起算して60日以内の期間とする。

#### (診療録等を開示しないことができる場合)

第11条 開示申請を受けた院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、診療録等開示委員会に諮った上、診療録等の開示をしないことができる。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき
- (2) 患者本人以外の第三者の権利利益を損なう恐れがあるとき
- (3) 患者本人以外の対象者から診療録等の開示請求がなされた場合であって、本人が開示を希望しない場合、又は開示することが当該患者の利益に反すると認められるとき
- (4) その他、開示を適当でないと認める相当な理由があるとき

#### (患者本人が死亡した場合の特例)

第12条 診療録等の開示は、原則として患者本人に対して行うものであるが、患者本人が入院中に急死した場合など、患者本人が意思表示できなかった場合で、遺族からの請求があり、遺族との信頼関係の確保の観点から、院長は診療録等開示委員会に諮り、診療録等の開示の対象者、開示の範囲及び内容、開示方法等を審議した上、診療録等の開示を行うことができる。

#### (診療録等の開示実費徴収)

第13条 診療録等の開示を行う場合、院長は閲覧、写しの交付等に係る実費を対象者から徴収するものとし、その額は別途取扱要領に定める。

#### (雑 則)

第14条 この規程に定めるものの他、本規程の運用に伴い生じた諸問題については、その都

度、診療録等開示委員会に諮り、運営会議の議を経て解決を図るものとする。

## 附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行

# 個人情報保護規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、新久喜総合病院個人情報保護方針に基づいて本院が取り扱う個人情報の適切な保護のための基本規程である。本規程に基づき「個人情報保護計画」を策定し、実施、評価、改善を行うとともに、本院職員はこの規程に従って個人情報を保護していかなければならない。

2 この規程に係らず、個人番号及び特定個人情報等に関しては、全て別に定める特定個人情報取扱規程によるものとし、両規程で重複する内容の規定に齟齬がある場合については、特定個人情報取扱規程を優先適用する。

### (本規程の対象)

第2条 この規程は、本院において、処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする。

### (定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

個人情報を以下に例示する。

診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、診療要約、調剤録等の診療記録。検査等の目的で、患者から採取された血液等の検体の情報。介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録。

職員（研修医、各部門実習生を含む）に関する情報（採用時の履歴書・身上書、職員検診記録等）。但し、医療においては死者の情報も個人情報保護の対象とすることが求められており、本院では個人情報と同様に扱う。

#### 二 個人情報データベース

特定の個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

#### 三 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。検査結果については、診療



録等と同様に検索可能な状態として保存されることから、個人データに該当する。診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。

#### 四 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。但し、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、又は6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）ものは除く。

#### 五 個人情報管理責任者

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

#### 六 個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等する担当者をいう。

#### 七 個人情報保護監査責任者

個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

#### 八 個人情報保護監査人

当院代表者から選任され、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

#### 九 預託

当院以外の者にデータ処理等の委託のために当院が保有する個人情報を預けること。

## 第2章 個人情報の収集

### (収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、収集目的（第7条に記載）を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 新しい目的で個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい目的での個人情報の収集が可能となる。

### (収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法、かつ公正な手段（第8条に記載）によって行わなければならない。

2 新しい方法又は間接的に個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい目的での個人情報の収集が可能となる。

### (特定の個人情報の収集の禁止)

第6条 次の各号に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- 一 門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- 二 思想、信条及び宗教に関する事項
- 三 第一号及び第二号は疾病と関連する場合に限定し利用、収集できる
- 四 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- 五 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

### (個人情報を収集する目的)

第7条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する目的は、患者・利用者・関係者に対する医療・介護の提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理等、病院運営に必要な事項などで利用することである。

職員に付いての個人情報収集の目的は雇用管理のためである。

通常の業務で想定される利用目的（附則：別表）はインターネットホームページ、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の実施等にて広報する。

### (個人情報を収集する方法)

第8条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する方法は以下に掲げる各号である。

- 一 本人の申告および提供

- 二 直接の問診又は面談
- 三 患者家族、知人、目撃者、救急隊員、関係者等からの提供
- 四 他の医療機関、介護施設等からの紹介状等による提供
- 五 15歳未満の方の個人情報については、診療に関して必要な事項以外は原則として保護者等から提供をうける
- 六 その他の場合は、本人、もしくは家族の（意識不明、痴呆等で判断できない時）同意をえて収集する

## 第3章 個人情報の利用

### (利用範囲の制限)

- 第9条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。
- 2 個人情報管理責任者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をしてはならない。
- 3 当院職員、派遣職員、委託外注職員および関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

### (利用目的の範囲)

- 第10条 個人情報は、通常の業務で想定される目的（別表）および、通常の業務以外として次の第一号から第五号について使用する。
- 一 患者・利用者・関係者が同意した医療業務
  - 二 患者・利用者・関係者が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
  - 三 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
  - 四 患者・利用者・関係者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
  - 五 裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

### (目的範囲外利用の措置)

- 第11条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、患者・利用者・関係者本人の同意を必要とする。

### (個人情報の入出力、保管等)

- 第12条 個人情報の病院医療情報システムへの入力・出力、紹介状等の書類のスキャナーでの電子カルテへ等への取り込み、およびそれらの管理等は、「新久喜総合病院情報システム運用規程」に定める。
- 診療情報、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、「新久喜総合病院病院診療情報管理規程」に規程する。

## 第4章 個人情報 の適正管理

### (個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。診療情報に関する管理は「新久喜総合病院診療情報管理規程」に記載する。

- 2 患者・利用者・関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の希望を受けた場合は、各部署責任者又は受付が窓口となり、個人情報管理責任者は、すみやかに処理しなければならない。

### (個人情報の安全性の確保)

第14条 個人情報管理責任者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、「セキュリティ管理計画」を策定し、実施、普及、評価、改善をしなければならない。

### (個人情報の委託処理等に関する措置)

第15条 情報処理や作業を第三者に委託するために、個人情報を第三者に預託する場合には、委託担当者は事前に個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 第三者より個人情報の預託を受ける場合には第三者の定める管理計画を考慮して当院規程に従うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、以下の各号の措置を講じ、院長の承諾を得てから基本契約を締結しなければならない。基本契約締結後に個別契約を締結し、当該個人情報の預託は、個別契約締結後にしなければならない。
  - 一 個人情報の預託先について預託先責任者との面接、必要に応じて預託先の情報処理施設の状況を視察あるいは把握し、個人情報保護及びセキュリティ管理が当院の基準に合致することを確認すること。再委託に関しては、同様の取り扱いをするか、あるいは、委託先の責任で同様の取り扱いを保証することが必要である
  - 二 次の事項を入れた基本契約書案を作成すること。
    - イ. 守秘義務の存在、取り扱うことのできる者の範囲に関する事項
    - ロ. 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法についての事項
    - ハ. 預託先の個人情報の取扱担当者に対する個人情報保護のための教育・訓練に関する事項
    - ニ. 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項
    - ホ. 個人情報が漏えい、その他事故の場合の措置、責任分担についての事項
    - ヘ. 再委託に関する事項
    - ト. 当院からの監査の受け入れについての事項
- 4 個別契約に基づき個人情報を預託先に提供するときは、担当者は前項第二号ハの事項を記した書面を預託先に交付して、注意を促さなければならない。

- 5 委託中、担当者は、預託先が当社との契約を遵守しているかどうかを確認し、万一、契約に抵触する事項を発見したときは、その旨を個人情報管理責任者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちに院長と協議して個人情報の預託先に対して必要な措置を講じなければならない。
- 7 個人情報管理責任者は、年に一度以上、個人情報の預託先責任者と面接し、必要に応じて預託先の情報処理を把握あるいは視察し、監査しなければならない。
- 8 個人情報管理責任者は、本条に基づき作成された基本契約、個別契約、監査報告書、通知書等の文書（電磁的記録を含む）を当該個人情報の預託先との個別契約終了後7年間保存しなければならない。

#### （個人情報の第三者への提供）

第16条 個人情報の第三者への提供は本人の同意がない場合は禁止する。但し、例外として次に掲げる各号の場合には第三者に提供することがある。

- 一 令状等により要求された場合（届出、通知）
  - 二 公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合（疫学調査等）
  - 三 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- 2 第三者への提供は、原則として個人情報管理責任者の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
- 3 前記の通知あるいは報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかにその是非を検討しなければならない。

#### （個人情報の共同利用）

第17条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合、本人の同意をえた後、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちにその是非を検討し、院長の承諾を得なければならない。

## 第5章 自己情報に関する情報主体からの諸請求に対する対応

### (自己情報に関する権利)

第18条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から説明、開示を求められた場合、診療の現場における診療内容に関する事項は、主治医は、遅滞なく当院が保有している患者・利用者の診療に関する個人情報を、希望する方法で説明、開示しなければならない。開示に関する詳細の規程は「新久喜総合病院診療情報開示の規程」に定める。

2 家族あるいは第三者への個人情報の提供は、あらかじめ、本人に対象者を確認し、同意を得る。一方、意識不明の患者や認知症などで合理的判断ができない場合は、本人の同意を得ずに家族等に提供する場合もある。この場合、本人の家族等であることを確認した上で、本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明する。

3 開示した結果、誤った情報があった場合で、訂正、追加又は削除を求められたときは、主治医、個人情報管理責任者は、遅滞なくその請求が妥当であるかを判断し、妥当であると判断した場合には、訂正等を行い、遅滞なく患者・利用者に対してその内容を通知しなければならない。訂正しない場合は、遅滞なく患者・利用者に対してその理由を通知しなければならない。

4 死者の情報は、患者・利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、「診療情報の提供等に関する指針」において定められている規程により、遺族に対して診療情報・介護関係の記録の提供を行なう。

### (自己情報の利用又は提供の拒否権)

第19条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から自己情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。但し、裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等又は当院が法令に定められている義務を履行するために必要な場合については、この限りでない。

## 第6章 管理組織・体制

### （個人情報管理責任者）

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有する責任者であって、別に定める業務を行わなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、各部に1名以上の個人情報管理担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。
- 3 個人情報管理担当者は部に所属する者のなかから、個人情報取扱担当者を選任しなければならない。

### （個人情報保護監査責任者）

第21条 個人情報保護監査責任者は、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有し、院長が選任する。但し、院外の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

- 2 個人情報保護監査責任者は、年1回、個人情報保護計画に従い、監査を実施し、監査結果を院長に報告しなければならない。

### （個人情報保護苦情・相談窓口の設置）

第22条 個人情報管理責任者は、個人情報及び個人情報保護計画に関しての苦情・相談を「患者様相談室」で受け、この連絡先を患者・利用者に告知しなければならない。

- 2 個人情報保護の管理組織は、別紙1のとおりとする。



## 第7章 個人情報管理責任者の職務

### （個人情報の特定とリスク調査）

第23条 個人情報管理責任者は、当院が保有するすべての個人情報を特定し、危機の調査や分析するための手順及び方法を確立し、維持しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、各部ごとに前項の手順に従って各部における個人情報を特定し、個人情報に関する危険要因（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）を調査・分析の上、適切な保護措置を講じない場合の影響を認識し、必要な対策を策定し、維持しなければならない。

### （法令及びその他の法規範）

第24条 個人情報管理責任者は、個人情報に関する法令及びその他の法規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならない。

### （個人情報保護計画の策定）

第25条 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者の協力を得て個人情報を保護するために必要な個人情報保護計画を年1回立案して文書化し、かつ実施、評価、改善をしなければならない。

- 2 個人情報保護計画には次の事項を入れなければならない。

- 一 個人情報の特定と危機対策

- イ. 個人情報を記録したシステム、媒体の特定
- ロ. 個人情報に対する危機の識別
- ハ. 危機の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善

- 二 個人情報保護のための責任者、管理担当者、担当者の業務と業務方法

- イ. 個人情報管理責任者
- ロ. 個人情報管理担当者
- ハ. 個人情報取扱担当者
- ニ. 個人情報保護苦情及び相談窓口
- ホ. 個人情報保護監査責任者
- ヘ. 個人情報保護内部監査責任者

- 三 研修実施計画

- イ. 個人情報管理担当者、個人情報取扱担当者、苦情及び相談窓口、個人情報保護監査責任者に対する研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）
- ロ. 一般職員に対する研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）

- 四 委託先に対する監査計画及び必要な場合の研修計画

- イ. 監査体制、日程、監査方法、監査報告様式
- ロ. 委託先研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）

(本規程等の見直し)

第26条 個人情報管理責任者は、監査報告書及びその他の経営環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、少なくとも年1回本規程及び本規程に基づく個人情報保護計画を見直し、院長の承認を得なければならない。

(文書の管理)

第27条 個人情報管理責任者は、この規程に基づき作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しなければならない。

(研修実施)

第28条 個人情報管理責任者は、当院職員その他個人情報の預託先等の関係者に対して、個人情報保護計画に基づき次のような研修を行い、評価しなければならない。

- 一 個人情報保護法の内容
  - 二 個人情報保護方針、本規程の内容
  - 三 個人情報保護計画の内容と役割分担
  - 四 セキュリティ教育
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者に対して下記の如く研修を行い、評価しなければならない。
- 一 個人情報保護法の内容
  - 二 個人情報保護方針、本規程の内容と個人情報管理担当者の役割
  - 三 個人情報保護計画の内容と個人情報管理担当者の役割
  - 四 セキュリティ管理教育
  - 五 個人情報の預託先の調査と監査
  - 六 個人情報の漏えい事故等が発生した場合の対応
- 3 個人情報管理責任者は、第1項、前項の研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

## 第 8 章 監 査

### (監査計画)

第29条 個人情報保護監査責任者は、年1回個人情報保護のための監査計画を立案し、院長の承認を得なければならない。監査に関する規程は別に定める。

- 2 監査計画には次の事項を入れなければならない。
  - 一 監査体制
  - 二 日 程
  - 三 監査方法
  - 四 監査報告様式

### (監査の実施)

第30条 個人情報保護監査責任者は、本規程及び個人情報保護計画が、個人情報保護法の趣旨に合致しているか、また、その運用状況を監査しなければならない。

- 2 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、院長に報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、監査報告書を管理し、保管しなければならない。尚、監査の運用に関しては別に定める。

## 第 9 章 廃 棄

### (個人情報の廃棄)

第31条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは、適切な廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

- 2 個人情報を記録したコンピュータを廃棄するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去し、フロッピー、CD、MO等の記憶媒体は物理的に破壊する。
- 3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去してから転用する。
- 4 研修医、実習生等の雇用管理に利用した個人情報についても、同様の処理をする。
- 5 個人情報の廃棄作業は個人情報取扱担当者が行う。
- 6 廃棄の基準について、患者・利用者に告知しなければならない。

## 第 10 章 罰 則

(罰 則)

第32条 当院は、本規程に違反した職員に対して懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒の手続きは新久喜総合病院就業規則第52条（パートタイマーは、就業規則（パートタイマー用）第37条、有期雇用職員は、就業規則（有期雇用職員用）第47条）に定める。

## 第 11 章 規程の改廃

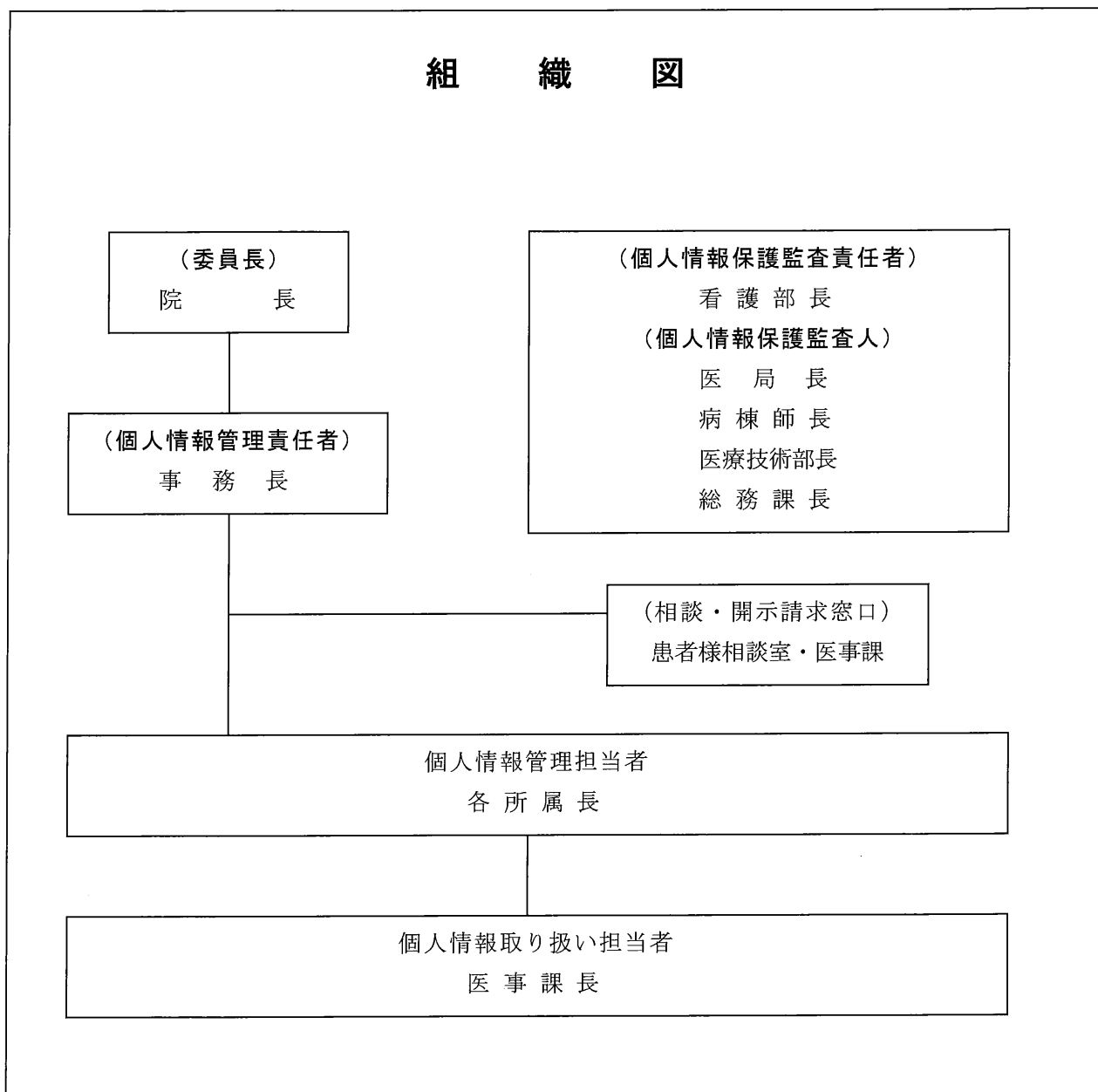
(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、個人情報管理責任者の意見を聞き、管理会議構成員の過半数の賛成で議決し、院長が施行を指示する。

## 附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1



# 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

## 地域医療支援病院運営委員会議事録

日 時：令和5年7月31日（月） 19時00分～20時00分

場 所：新久喜総合病院 講堂 A

出席委員：

### 【外部委員】

- (南埼玉郡市医師会会長)
- (久喜市医師会会長)
- (埼玉東部消防組合消防局救急課長)
- (久喜市健康スポーツ部部長)
- (埼玉県司法書士会名誉会長)
- (久喜市久喜地区区長会会長)
- (久喜市民生委員・児童委員協議会会長)

### 【新久喜総合病院委員】

- (院長)
- (地域医療支援センター長)
- (統括診療部長)
- (看護部長)
- (事務局長)
- (医療技術部部長)

### 【事務局】

新久喜総合病院地域医療支援センター

### 【内容】

開会

- 1 病院長挨拶
- 2 委員のご紹介
- 3 実績報告
- 4 意見交換

コロナの受け入れ状況・対応方法について  
研修医の日本医師会の入会について  
救急の受け入れ状況について  
今後の病院運営について

以上

# 社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

## 地域医療支援病院運営委員会

日 時：令和5年10月30日（月）

### 【外部委員参加者】

- （南埼玉郡市医師会会長）
- （久喜市医師会会長）
- （埼玉東部消防組合消防局救急課長）
- （久喜市健康スポーツ部部長）
- （埼玉県司法書士会名誉会長）
- （久喜市久喜地区区長会会長）
- （久喜市民生委員・児童委員協議会会長）

### 【新久喜総合病院委員参加者】

- （院長）
- （地域医療支援センター長）
- （統括診療部長）
- （看護部長）
- （事務局長）
- （医療技術部部長）

### 【事務局】

新久喜総合病院地域医療課

### 【内容】

実績報告

- ・病院概要、職員数
- ・令和5年度10月入職医師紹介
- ・患者数動向
- ・新規入院患者数
- ・救急車搬入件数・救急ウォークイン患者数
- ・紹介率・件数、逆紹介率・件数、
- ・手術件数・実績
- ・病床稼働率・平均残院日数
- ・医療機器共同利用件数

- ・転院患者数内訳
- ・埼玉東部地域消化管出血輪番体制及び内視鏡件数
- ・埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）診療（入院）実績（実人数）
- ・埼玉県がん診療指定病院 診療（入院）実績（実人数）
- ・新型コロナウイルス感染症 対策
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入実績
- ・ダビンチを用いた腎癌・腎盂尿管癌の切除
- ・心臓血管外科より報告
- ・循環器内科より報告
- ・外科より報告

以上、書面にて報告し、委員の承認を以て、病院運営協議会・地域医療支援病院運営委員会開催と代えさせていただいた。

以上



# 社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

## 地域医療支援病院運営委員会

日 時：令和6年1月31日（水）

### 【外部委員参加者】

- （南埼玉郡市医師会会長）
- （久喜市医師会会長）
- （埼玉東部消防組合消防局救急課長）
- （久喜市健康スポーツ部部長）
- （埼玉県司法書士会名誉会長）
- （久喜市久喜地区区長会会長）
- （久喜市民生委員・児童委員協議会会長）

### 【新久喜総合病院委員参加者】

- （院長）
- （地域医療支援センター長）
- （統括診療部長）
- （看護部長）
- （事務局長）
- （医療技術部部長）

### 【事務局】

新久喜総合病院地域医療課

### 【内容】

実績報告

- ・病院概要、職員数
- ・患者数動向
- ・新規入院患者数
- ・救急車搬入件数・救急ウォークイン患者数
- ・紹介率・件数、逆紹介率・件数、
- ・手術件数・実績
- ・病床稼働率・平均在院日数
- ・医療機器共同利用件数
- ・転院患者数内訳

- ・埼玉東部地域消化管出血輪番体制及び内視鏡件数
- ・埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）診療（入院）実績（実人数）
- ・新型コロナウイルス感染症 対策
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入実績
- ・ダビンチを用いた腎癌・腎盂尿管癌の切除
- ・心臓血管外科より報告
- ・循環器内科より報告

以上、書面にて報告し、委員の承認を以て、病院運営協議会・地域医療支援病院運営委員会開催と代えさせていただいた。

以上

# 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

## 地域医療支援病院運営委員会議事録

日 時：令和6年3月5日（火） 19時00分～20時00分

場 所：新久喜総合病院 会議室A

出席委員：

### 【外部委員】

（南埼玉郡市医師会会長）

（久喜市医師会会長）

（埼玉東部消防組合消防局救急課長）

（久喜市健康スポーツ部課長）※ 欠席の為、代理出席

（埼玉県司法書士会名誉会長）

（久喜市久喜地区区長会会長）

（久喜市民生委員・児童委員協議会会長）

### 【新久喜総合病院委員】

（院長）

（地域医療支援センター長）

（統括診療部長）

（看護部長）

（事務局長）

（医療技術部部長）

### 【事務局】

新久喜総合病院地域医療支援センター

### 【内容】

開会

1 病院長挨拶

2 委員のご紹介

3 実績報告

4 意見交換

病院運営について

救急の受け入れ状況について

医師の働き方について

健康教室・健康祭りについて

今後の病院運営について

以上